

国立大学法人東京医科歯科大学身分証明書発行規則

（平成16年 4月 1日）
規則第164号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学における身分証明書（以下「証明書」という。）の発行、交付その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（発行）

第2条 証明書は、本学の役員又は職員（非常勤職員を含む。）のうち、発行を希望するものに対して学長が発行する。

（申請）

第3条 証明書の発行を希望する者は、別紙様式1により学長に申請するものとする。

（有効期間）

第4条 証明書の有効期間は、発行の日から5年とする。ただし、記載事項に変更が生じない場合は、有効期間は5年間毎に自動更新される。

2 前項に関わらず、任期の定めのある者については、当該任期満了の日までを有効期限とする。ただし、引き続き雇用され記載内容に変更がない場合は、新たな任期満了日まで自動更新される。

（証明書の様式）

第5条 証明書の様式は、別紙様式2のとおりとする。

（紛失時等の取扱い）

第6条 証明書を交付された者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかにその旨を発行者に届け出るとともに、新たな証明書の発行を申請するものとする。

- (1) 証明書を紛失したとき。
- (2) 証明書が使用に耐えなくなったとき。
- (3) 証明書の記載事項に変更が生じたとき。

（再発行）

第7条 前条による理由により、証明書の再発行を希望する者は、別紙様式1によ

り学長に申請するものとする。

（手数料の徴収）

第 8 条 前条による再発行の申請には、再発行にかかる手数料を徴収するものとする。ただし、第 6 条に掲げる理由が、当該者の責によるものでないと総務部総務秘書課長が判断した場合には、手数料の支払いを免除することができる。

2 既納の手数は、いかなる理由があっても返還しない。

（手数料の額）

第 9 条 前条の手数は、2, 0 0 0 円とする。

（返納）

第 1 0 条 証明書を交付された者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに証明書を発行者に返納しなければならない。

(1) 退職等により本学の役員又は職員でなくなったとき。

(2) 新たな証明書の交付を受けたとき。

（貸与等の禁止）

第 1 1 条 証明書を交付された者は、証明書を他人に貸与し又は譲渡してはならない。

（発行台帳）

第 1 2 条 発行者は、身分証明書発行台帳（別紙様式 3）を備え、必要事項を記載し、整理しなければならない。

（事務）

第 1 3 条 証明書に関する事務は、総務部総務秘書課において処理する。

（セキュリティ機能）

第 1 4 条 証明書には、本学施設の入退館に関するセキュリティ機能を付加することができるものとする。セキュリティ機能については別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 号、第 1 0 条及び第 1 1 条ただし書並びに別紙様式 1 から別紙様式 3 までの規定は、平成 1 7 年 2 月 1 6 日から施行し、同日前に発行する証明書に係る様式については、従前の東京医科歯科大学身分証明書発行要項の規定の例による。
- 2 この規則の施行の際現に発行されている従前の東京医科歯科大学身分証明書発行要項の規定による証明書は、当該証明書の有効期限の満了する日までの間は、この規則の規定による証明書とみなす。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第69号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

受付番号	
発行年月日	年 月 日

別紙様式 1

年 月 日

身分証明書発行及びセキュリティ機能付加申請書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

下記により

☐身分証明書の発行（新規）
※セキュリティレベルは職種に応じて設定されます

☐身分証明書の再発行
〔事由：☐紛失 ☐盗難 ☐破損 ☐記載内容変更〕
〔状況：

☐セキュリティレベルの変更
※該当欄に☑をして下さい。

を申請いたします。
☐写真

【共通基本内容】 ※身分証明証には人事データに登録された氏名が標記されます		
職 員 番 号	氏 名（フリガナ）	
生年月日	採用年月日	連絡先内線番号
年 月 日	年 月 日	
所 属	職 名	

セキュリティレベルの変更申請の場合、以下記入願います。

【希望セキュリティレベル】 （現在のレベル： ）	
希望アクセス区域	（レベル： ）
備考	

【事務処理欄】		
再発行手数料 ☐ なし ☐ 2,000 円	(請求受付印)	決定アクセスレベル（ ）
		世 代（ ）
		☐ 前世代停止

(表)

Tokyo Medical and Dental University	
シンボルマーク	国立大学法人東京医科歯科大学 身分証明書
写真 (上半身脱帽背景無) 縦横 2.2cm×1.8cm	下記の者は、国立大学法人東京医科歯科大学の職員であることを証明する。
	職員番号
	氏名
年 月 日発行	
国立大学法人東京医科歯科大学長	

(裏)

【注 意 事 項】	
(1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することは禁止する。	
(2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けでること。	
(3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または退職等によって資格を失ったとき、直ちに発行者に返却すること。	
〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 Tel (03) 3813-6111	

備考 証明書の大きさは、縦5.4cm×横8.5cmとする。

身分証明書発行台帳

[illegible]